

令和3年度一般会計補正予算第2号(9月補正)説明資料

文化的施設整備事業 - 提案理由補足説明 -

令和3年9月8日
企画課／文化的施設整備推進室

令和3年度9月補正予算計上にあたっての確認事項（疑問点）

文化的施設整備事業ってなに？

（事業そのもの知らない・事業の内容が解らない…など）

高齢者福祉の充実など、他に優先すべきことがあるんじゃないの？

図書館・美術館の建て替えや改修じゃダメなの？

本を借りたり、作品を鑑賞したりするだけの施設じゃないの？

文化的施設で何が出来るの？

（そこで何をしようとしてるの？）

普段から図書館などを利用している一部の方だけの施設にならないの？

建設予定地はいつ決まったの？なぜあの場所（旧役場本庁舎跡地）にしたの？

周辺のお店との連携など街中の賑わいに繋がるの？

町民（議会）の疑問や不安は？



△△△
△△…

×××
××…

◇◇◇
◇◇…

〇〇〇
〇〇…

あれだけの施設の規模が必要なの？

箱モノばかり整備してて大丈夫なの？

十和地域や施設から遠方の人にもメリットはあるの？

誰でも気軽に使える施設になるの？
多くの方の利用が見込めるの？

駐車場の確保は十分なの？
遠方からの利用や雨天時に困らないの？

目指していることが本当に実現できるの？
投資（整備）する価値があるの？

もっと時間をかけて検討してもいいんじゃないの？

美術館などの入館料ってどうなるの？

どんな構造の建物になるの？
建物はどれくらいもつの？

整備や維持管理にどれくらいお金がかかるの？
私たちの負担は増えないの？

令和3年度一般会計補正予算第2号(9月補正)説明資料(別冊)

文化的施設整備事業

(仮称)

【注】この資料は、補正予算説明資料の別冊を「**CATV説明用に再編集**(簡略化)」したものです。
このため、原本の記載内容と異なる部分や、説明を省略させていただくページがありますので、
予めご了承ください。
また、平面図や事業費等については、今後の協議や実施設計等により変更となる場合があります。

補正予算計上にあたり、疑問や不安にお答えするための資料として作成

▶基本設計「文化的施設」
イメージ(模型)写真



令和3年9月8日
企画課／文化的施設整備推進室

① 現状と課題

- (1) 図書館・美術館共通の現状と課題
- (2) 整理しておくべきポイント（整備事業に対する共通の考え方）

② これまでの経過と今後の予定

- (1) これまでの経過及び今後の予定
- (2) 前年度までの経緯
- (3) 本年度（令和3年4～8月）の取り組み
- (4) 今 後（令和3年9月以降）の主な予定
- (5) 開館に向けた今後の主なスケジュール案

③ 文化的施設整備事業の概要

- (1) 文化的施設の整備目的と役割

④ サービス計画(素案)の概要

- (1) サービス計画とは…
- (2) ビジョンの実現に向けた「サービス計画」等の施策体系図
- (3) サービス計画(素案)における主な機能と役割
- (4) サービス計画の具体的な内容(案)
[図書館機能／美術館機能／展示機能／コミュニティ機能]
- (5) 町内関係施設等との連携及び役割分担（イメージ図）
- (6) サービス計画と施設整備との関係（兼スケジュール案）
- (7) 「文化的施設サービス計画(素案）」の構成(目次)
- (8) サービス計画の策定手順(予定)

今回の補正予算計上に係るポイントに絞ってご説明

⑤ 「まちづくりの拠点」としての役割と期待される効果

- (1) 「まちづくりの拠点」としての役割と期待される効果
[①イメージ図・②想定される実践例×2]
- (2) 近隣施設との連携と波及効果（イメージ図）

⑥ 基本設計・事業費及びランニングコスト

- (1) 文化的施設の基本設計
 - ・基本設計の模型写真(建物イメージ)と建設予定地平面図
 - ・文化的施設の基本設計概要
- (2) 文化的施設「整備事業費」年度別・歳出項目別内訳
- (3) 文化的施設「整備事業費」財源内訳
- (4) 文化的施設整備に係る「財源内訳」見込額
- (5) ランニングコスト（年間の維持管理費）見込額

⑦ 意見公募の概要

- (1) 意見公募の目的と公募した意見の内容及び結果
- (2) 意見公募での主な意見内容とその対応方針案

⑧ 関連事業・課題等の対応方針案

⑨ 参考資料集

- (1) 主な法的規制及び必要な手続き等
- (2) 県内外の図書館等との比較
- (3) この施設を見て！リンク集



① 現 状 と 課 題

図書館・美術館共通の現状と課題

【現状】 [本館] 昭和40年に「窪川町立図書館」を開館
平成12年に現施設（旧法務局／昭和63年建築）に移転し、町立美術館を併設

※図書館と美術館の併設は、県内外でも珍しい

延床面積：615.65㎡（平成21年度の増築後）

構造：鉄筋・鉄骨コンクリート造（一部木造）2階建て

駐車台数：11台（図書館・美術館共通で500㎡）

[分館] 平成26年に町立図書館大正分館を開館 ※十和地域は未設置

R03.03.31現在

		本	館
図 書	図書閲覧室		229. ²⁷ ㎡
	図書館書庫		66. ³² ㎡
	蔵書数 (うち開架)		45,743 冊 (27,983 冊)
美 術	美術展示室		85. ⁰⁰ ㎡
	美術品所蔵庫		119. ⁰² ㎡
	作品数		764 点
事務室（共通）			18. ⁴⁷ ㎡
その他（トイレ等）			97. ⁵⁷ ㎡
計（延床面積）			615. ⁶⁵ ㎡

- 【課題】
- ・建物自体の面積が狭く、様々な利用が制限されている
 - ・図書館では、閲覧スペースや収蔵できる冊数に限りがあり、十分なサービスが提供できない環境にある
 - ・美術館では、収蔵スペースが限界に達していることや、所蔵物の適切な管理が行えない環境にある
 - ・公共施設としてユニバーサルデザインに対応していない
 - ・人員や雇用条件等、十分なサービスを提供できるだけのスタッフ配置が出来ていない



▲現図書館・美術館の外観



▲閲覧スペースや通路が狭い



▲車イスなどでの利用が困難



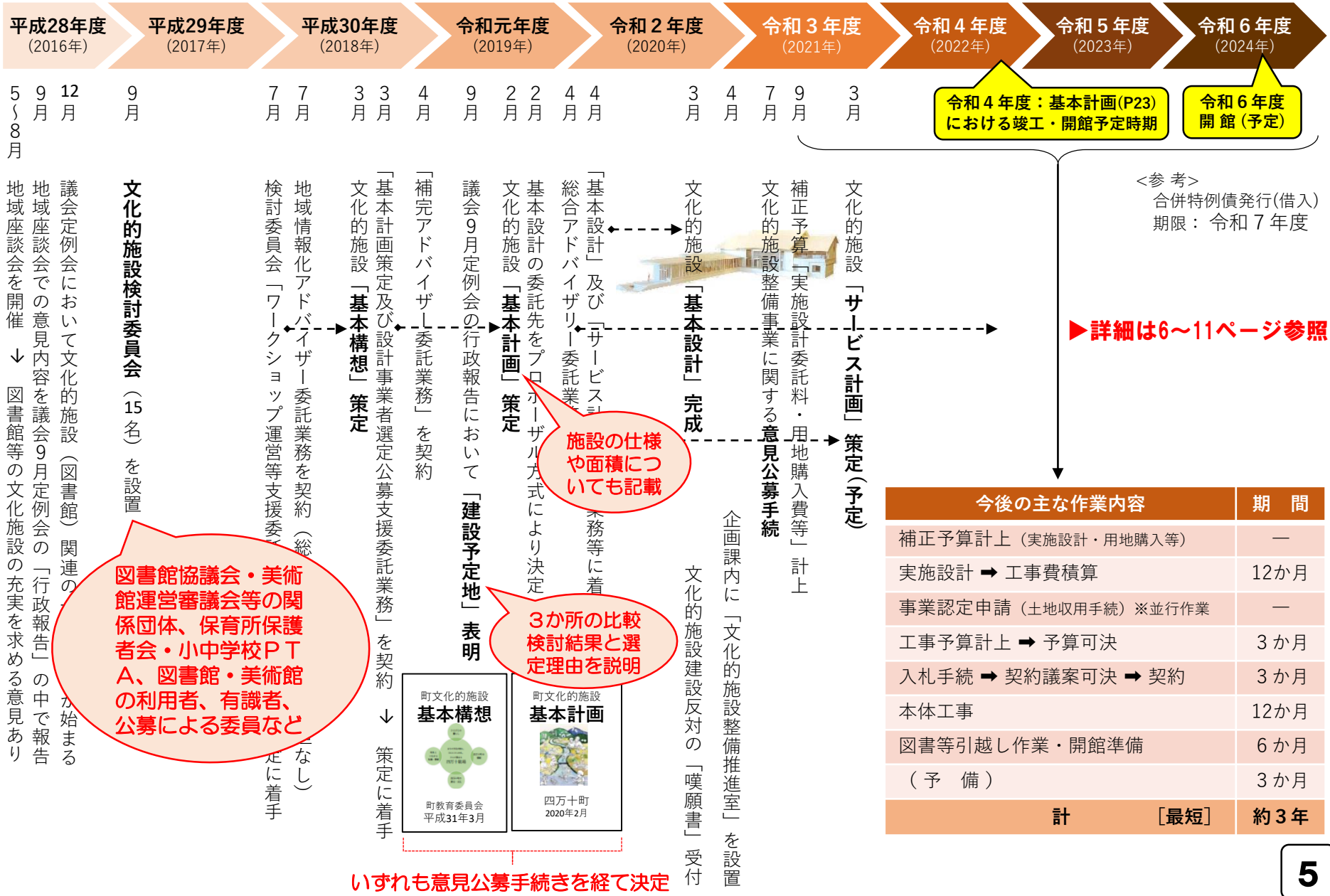
▲適切な管理が行えない収蔵庫



ハード・ソフト両面の課題を「文化的施設」の整備を通して解決します！

② これまでの経過と今後の予定

これまでの経過及び今後の予定



③ 文化的施設整備事業の概要

文化的施設の整備目的と役割①

町総合振興計画

町教育振興基本計画

町まちづくり計画

町市街地再生基本構想

文化的施設
基本構想

ビジョン
(未来予想図)

まちの文化が流れ、ひとにひらかれ、ひとが集まる四万十駄場

コンセプト
(概念・構想)

人・自然・文化 ～やわらかい社会をつくる～

アクションプラン
(行動計画)

- (ア) 図書館・美術館・コミュニティを核とする文化機能の融合
- (イ) 広域なまち全体にひらかれ、各地域をつなぐ
- (ウ) 施設をともに支えるサポーター制度の整備
- (エ) 実空間と情報空間をつなぐ情報システムの導入

具体的な
5つの役割

- (1) 人とまちをつなぐ、コミュニティの場
- (2) 子どもたちが自分の居場所を見つけられる場
- (3) 最新の情報と技術を活用した多様な文化・芸術体験の場
- (4) 想像／創造体験を通じた自己表現の場
- (5) STEAM教育に基づく試行錯誤の場

施設の
4つの機能

- ① 図書館機能
- ② 美術館機能
- ③ 展示機能
- ④ コミュニティ機能

4つの機能が複合的に集約化された施設

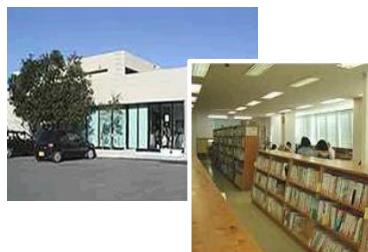
文化的施設
基本計画



文化的施設の整備目的と役割②

文化的施設の整備は…

- ▶ 単なる「図書館・美術館」の建替えではありません

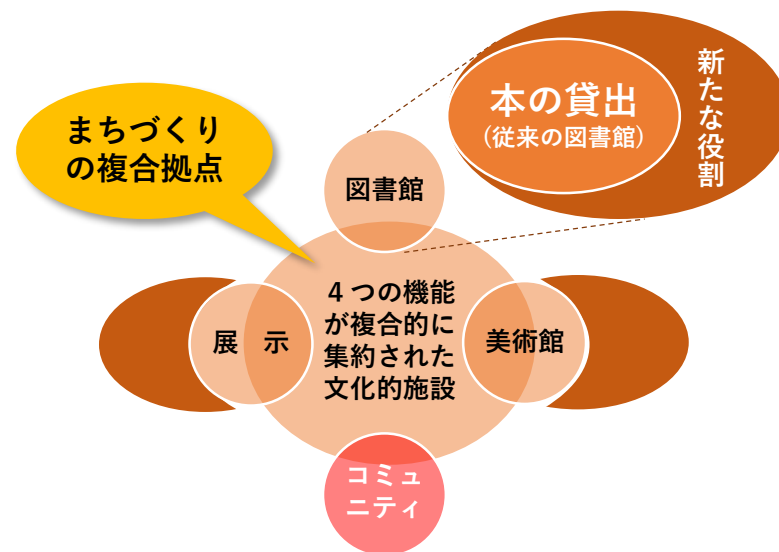


- ▶ 建物を整備するだけの事業(計画)ではありません



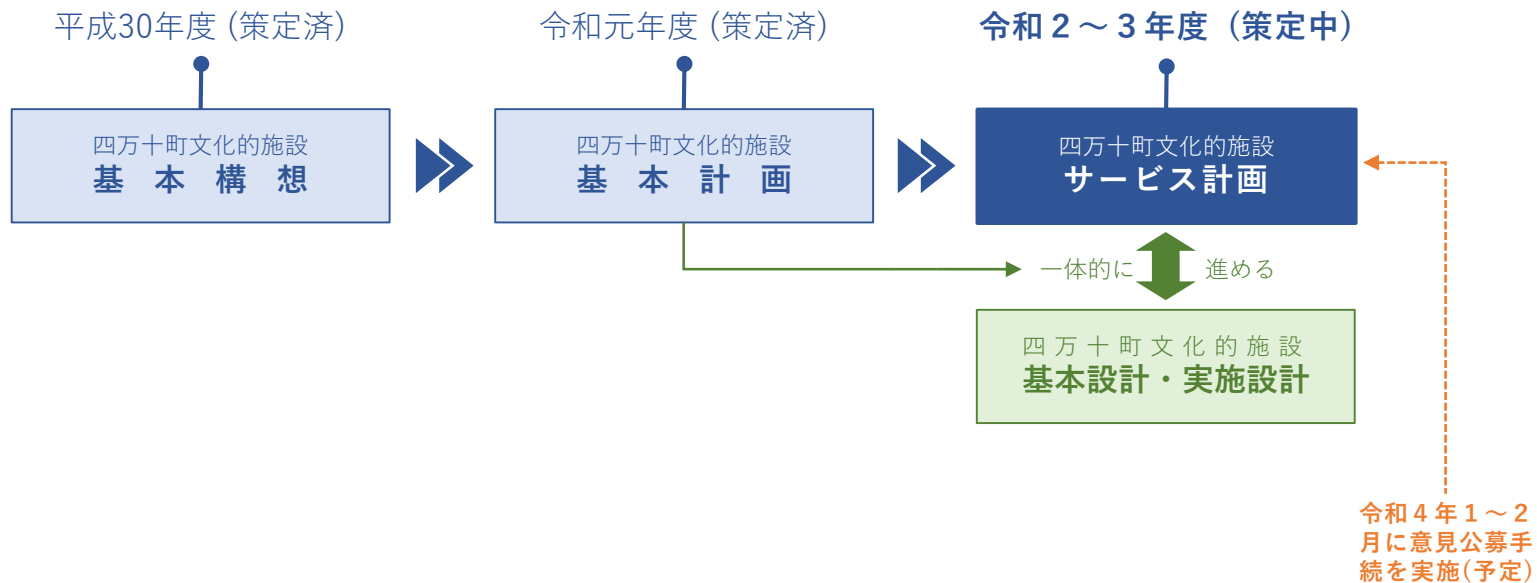
文化的施設は…

- ▶ 図書館・美術館の機能だけではありません



施設をきっかけ(核)とした「まちづくり」と「市街地再生」

④ サービス計画（素案）の概要

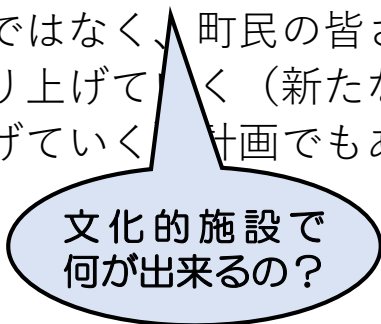


サービス計画 とは...

■ サービス計画 とは …

「**基本構想**」や「**基本計画**」に基づいて、文化的施設で提供するサービスの基本的な考え方と、具体的な実行計画（町民と行政の共通マニュアル）を示したものが「サービス計画」です。

さらに施設が完成して終わりではなく、町民の皆さんが施設を活用していくことで町民自らが創り上げていく（新たなモノを生み出したり、より良いものに磨き上げていく）計画でもあります。



■ 計画期間

令和6年度の施設開館を前提として「令和4～8年度の5か年計画」とします。

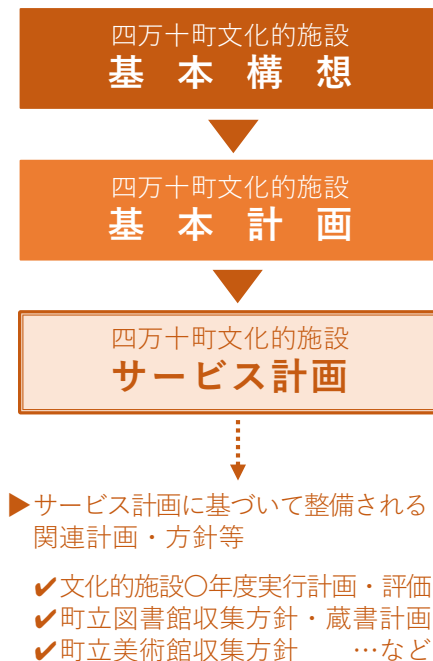
※1 可能なサービスについては、開館前から随時提供を開始します。

※2 開館に向けて必要な準備等の内容を含みます。

■ サービス計画の策定作業期間

令和2～3年度（2か年）

※基本計画(P23)において「サービス計画と設計を一体的に進める」こととしています。



目 次

はじめに

第1章 本計画の位置づけ

1. サービス計画の目的と方針
2. 施策体系図

第2章 アクションプランに基づくサービス方針

1. 図書館・美術館・コミュニティを核とする文化機能の融合
 - ア. 融け合う文化機能の構成
2. 広域なまち全体にひらかれ、各地域をつなぐ
 - ア. 町内外施設間の連携体制の構築
 - イ. 町内物流ネットワーク体制の拡充
 - ウ. 移動図書館車の運行とサテライト貸出の導入
3. 施設をともに支えるサポーター制度の構築
 - ア. 町民ボランティアグループ・コミュニティ活動との連携
 - イ. サポータークラブの設立と協働
4. 実空間と情報空間をつなぐ情報システムの導入
 - ア. 情報へのアクセスやツールの整備・導入
 - イ. 蔵書・収蔵品等の情報管理・運用システムの整備・導入
 - ウ. 遠隔・非来館サービスの整備・導入

第3章 4つの機能に基づくサービス内容

1. 図書館機能
 - ア. 収集する資料と情報の範囲と方法
 - イ. 収集する資料と情報の整理・保存と方法
2. 美術館機能
 - ア. 文化的施設における美術館機能のあり方
 - イ. アートプロジェクトとラーニングプログラム(教育普及)
 - ウ. 作品の収集・管理(購入、寄贈等)
3. 展示機能
4. コミュニティ機能

第4章 管理運営計画

1. 管理運営・組織体制
2. 協議会組織
3. 自主的な財源の確保
4. 開館時間・休館日
5. 利用条件
6. アクセス
7. 広報普及
8. サービス計画の運用・評価

① 図書館機能 とは…

図書館は、あらゆる分野・時代・古今東西の資料や情報の窓口です
資料や情報の活用をとおして、町民の方々の学習や課題解決につながり、町の未来を拓きます

■具体的には…

地域を支える情報拠点：
四万十町図書館の本館と
しての役割を果たします

新▶ パソコンやスマートフォンから図書館資料が予約できる環境を整備します

拡▶ 四万十町関係資料の収集・保存や、町の歴史を記録し保存する取り組みを行います **IT・DXの融合**

新▶ 移動図書館を運行し、まちなか図書館（サテライト貸出）を行います **IT・DXの融合**

拡▶ ユニバーサルサービス（図書館の利用に障害のある人へのサービス）に対応します **IT・DXの融合**

拡▶ 蔵書規模：現蔵書冊数45,743冊
→ **収容冊数約 8.2万冊**

町民の皆さんの課題解決
を支援します

拡▶ 四万十町の課題に沿ったコレクション（例：林業、四万十川）を形成します **IT・DXの融合**

新▶ オンラインデータベースを導入します **IT・DXの融合**

拡▶ 児童向けサービスのさらなる展開と学校との連携を行います

拡▶ **ビジネス支援、健康情報支援、高齢者向けサービス**を行います

拡▶ 町民の課題解決につながる資料企画展示を行います

新しい技術を取り入れ連携
をとおして町民の皆さんの
学びをバックアップします

新▶ STEAM教育に基づき、試行錯誤しながら学ぶことのできる環境を整備します **IT・DXの融合**

拡▶ 電子図書の利用をすすめます
※高知県立図書館オーテピアのサービスを活用 **IT・DXの融合**

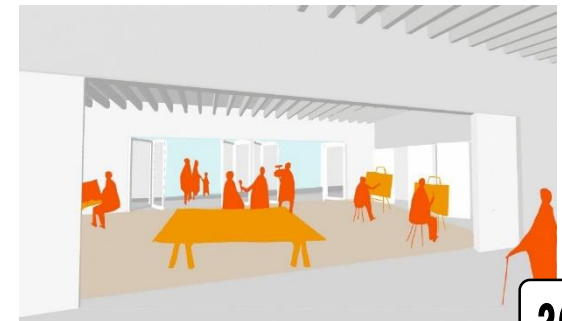
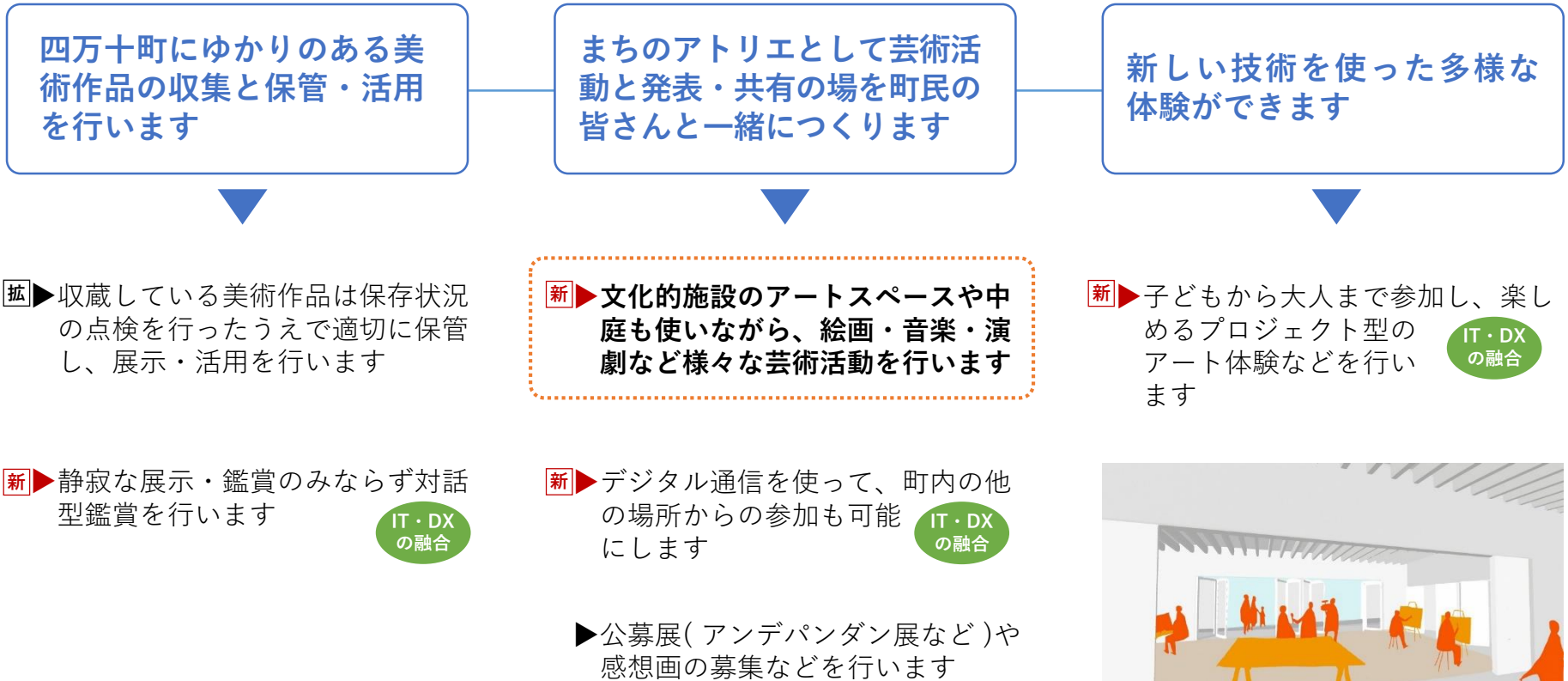
新▶ 国立国会図書館デジタル化資料送信サービスを始めます
※専用端末の設置 **IT・DXの融合**



② 美術館機能 とは…

四万十町の芸術文化の拠点であり、アートと出会い、様々な体験をする場として、**町民の交流と一人ひとりの自己表現の可能性を拓きます**

■具体的には…



③ 展示機能とは…

四万十町に点在する歴史資料に触れる場として、町内外の人たちに町の歴史や魅力をつないでいきます



■具体的には…

歴史資料を展示します

歴史的文書を保管・展示します

文化的施設の特徴を生かして図書・美術（アート）体験と連動した企画を行います

新▶ 四万十の歴史を感じさせるストーリーを持った歴史資料の常設展示を行います

拡▶ 図書館が所蔵する古文書を適切に保管します

拡▶ 歴史資料や文書を題材にした学びや体験の機会を作ります **IT・DXの融合**

新▶ アートスペース等を使った企画展示を行い、町内の郷土館などへの誘導を行います **IT・DXの融合**

新▶ 文書のデジタル化とデジタル展示を検討します **IT・DXの融合**

新▶ 他の歴史資料を保管・展示する町内施設と連携し、回遊を促します（民俗資料の出張展示など）



※ページ内の写真は、瀬戸内市民図書館の展示の様子



④ コミュニティ機能 とは…

文化的施設は誰でも気軽に利用でき、様々な世代の方が自分の居場所として、また交流の場として活用し、町全体とつながり、**人と町も生き生きと活動・活躍できるサイクルを生み出します**

■具体的には…

町民の皆さんに開かれた施設
です

中心市街地や町の中との
つながりを持った施設です

文化的施設の活動は町民の
皆さんと一緒につくって
いきます

拡▶ 子どもも大人も本や雑誌を読む、
アートプロジェクトに参加する、
展示を見る、思い思いにひとりで
過ごすことも仲間と過ごすことも
できます

拡▶ 歴史・文化ゾーンにある岩本寺や
旧都築邸等と連携して、**まちの文
化や魅力を発信します**

新▶ **施設の活動を共に支えるサポータ
ー制度(仮)を整備します**

新▶ **町民の皆さんの「やってみたい」
を実現していく場をつくっていき
ます**

新▶ 町内外の人(観光客含む)の交流の
場となります

拡▶ 町民の皆さんの企画やイベントを
応援します

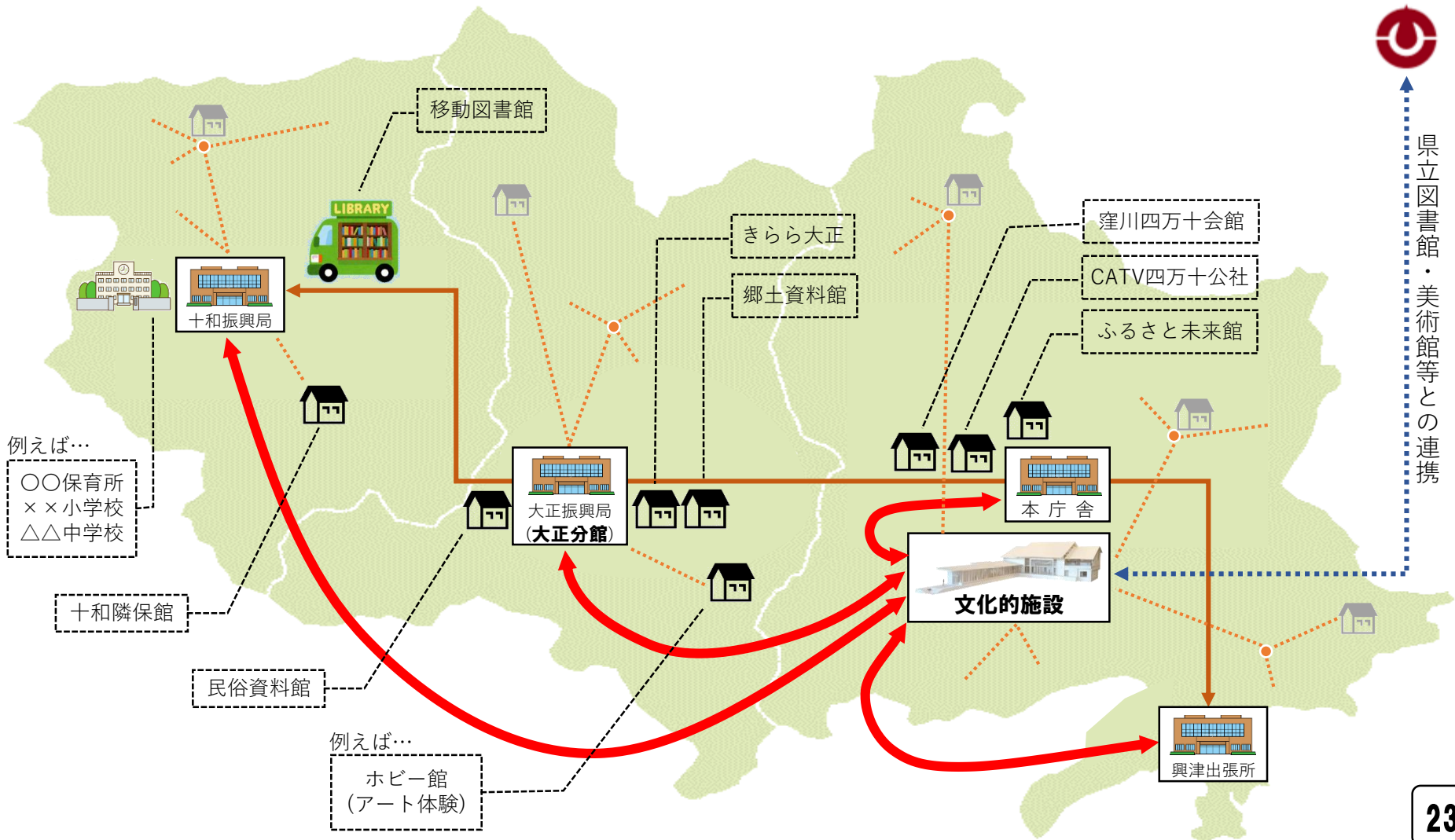
拡▶ 文化的施設の中にとどまらず、地
域にでていく活動も行い
ます

IT・DX
の融合



町内関係施設等との連携及び役割分担（イメージ図）

▶ 文化的施設を【核】として『各地域振興局(大正分館)』や『既存(遊休)施設』に機能や役割を分担し相互に補い広げ合うことで、町内全体で文化の振興や人の交流を促します。



サービス計画と施設整備との関係（兼スケジュール案）



⑤ 「まちづくりの拠点」としての役割と期待される効果

「まちづくりの拠点」としての役割と期待される効果①（イメージ図）

文化的施設 = 「まちづくりの拠点」としての役割

ハード

これまで



これから

現図書館・美術館



図書館

- ▶本の収集・貸出
- ▶本を静かに読むところ



- ▶課題解決への支援
- ▶ティーンズコーナーの設置
- ▶町内全域へのサービス展開

①図書館機能

化学反応



美術館

- ▶作品の収集保管
- ▶作品を静かに鑑賞する場



- ▶収蔵環境等の改善
- ▶対話型鑑賞の体験
- ▶プロジェクト型アート体験の実施

②美術館機能



町内各施設

郷土資料館

ふるさと未来館

民族資料館



- ▶保存・継承
- ▶展示
- ▶町内の回遊 (まちじゅう美術館)

③展示機能

④コミュニティ機能
(仕組み・仕掛けづくり)

- ・まちの情報が集まる場づくり
- ・交流の場づくり
例えば…掲示板の設置や町民企画による中庭でのイベント
- ・子育て助けあいの場づくり
- ・学びあいの場づくり
- ・多世代が集う場づくり
- ・参加や活躍の場づくり
例えば…読み聞かせボランティアやサポーター・子ども司書
- ・誰でも気軽に利用できる場づくり

ソフト

定住者の増加



町民の幸福度



来訪者や移住者の増加



町の魅力度



期待される効果

それによって何が生まれる？
どんな効果が期待できる？

四万十町文化の発信
地域内の交流促進
町民の課題解決
まちなかにぎわい
地域産業の活性化

▶まちの「知の連環」

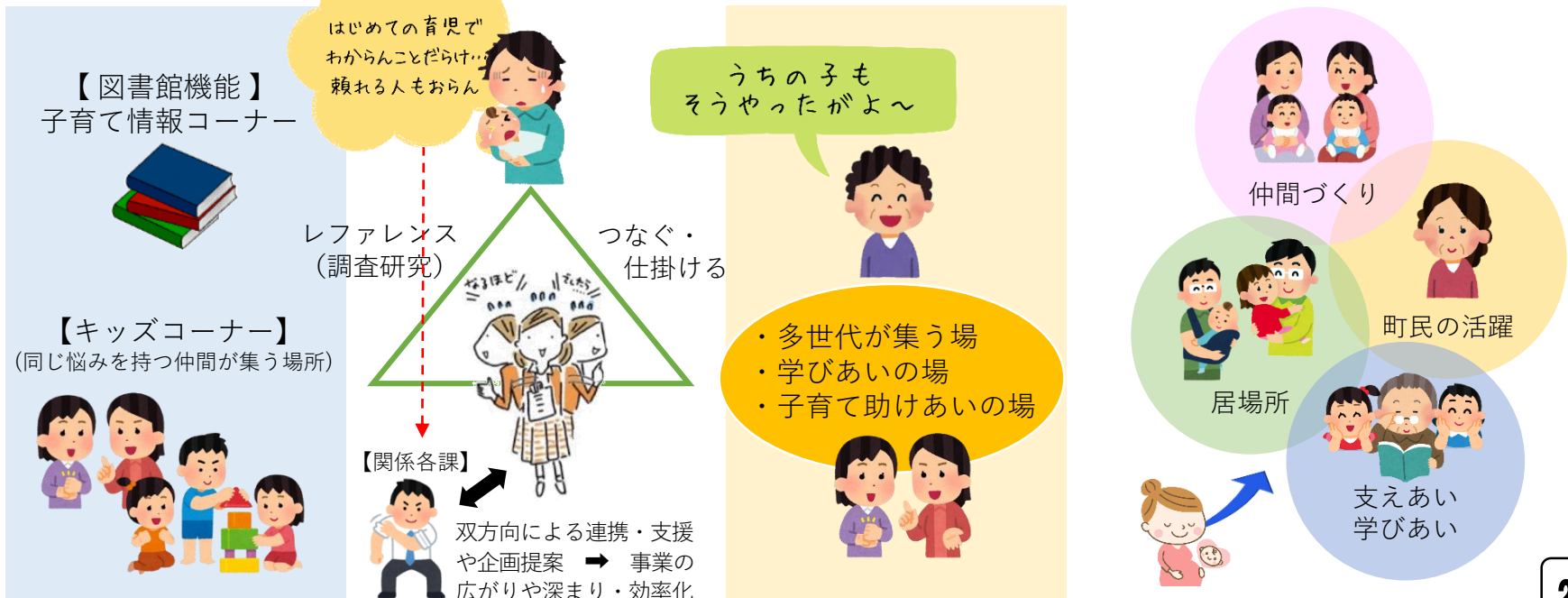


■ 具体例は次ページ参照

「まちづくりの拠点」としての役割と期待される効果②（想定される実践例）



▶子育て編



「まちづくりの拠点」としての役割と期待される効果②（想定される実践例）

写真提供：岩手県紫波町／紫波町図書館・岡山東栗倉村／あわくら会館



① 図書館機能
② 美術館機能
③ 展示機能

ハード

【場所】としての
文化的施設



【役割】としての
司書やスタッフ

ソフト

④ コミュニ
ティ機能

【機能】としての
仕掛けや仕組み



期待される
効果

▶ 林業編

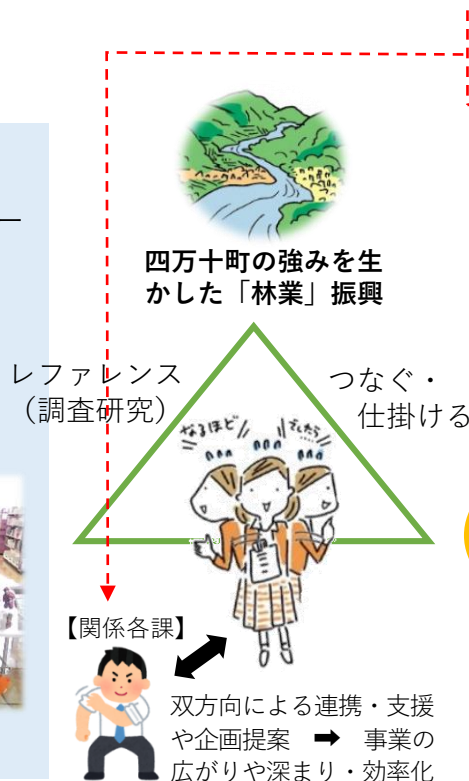
【図書館機能】
ビジネス支援コーナー



【テーマ展示】




▶ 林業企画展示




これまでは担当課（林業振興室など）だけで考えたり取り組んできた事業などを…

一緒にあの山の手入れをせんかえ？



▶ やってみん掲示板

- ・情報が集まる場
- ・交流の場
- ・学びあいの場




近隣施設との連携と波及効果（イメージ図）



複合的な機能を有した文化的施設ができることで、周辺地域からだけでなく、町内・町外からの新しい人の流れが生まれることが想定されます。



商店街内の事業者や起業家、地域住民によるまちづくり活動への支援等により、施設周辺での魅力的なお店等の増加を促し、新しく生まれる人の流れを市街地に波及させていきます。



文化的施設では、職員が来館者のお悩み等をお聞きし、解決するための情報提供を行う役割も担っていく予定です。文化的施設と周辺施設で機能補完していくことで、周辺地域との回遊を生み出していきます。



商工会、観光協会や商店街、岩本寺、旧都築邸等と連携した企画やイベントを継続的に開催する等、本を借りに来る人だけでなく様々な目的を持った方に来て頂けるようなしかげづくりを行っていきます。



相乗効果で文化的施設周辺におけるエリア全体の魅力向上

文化的施設の整備、市街地の活性化などの取り組みを別々に行うのではなく、文化的施設の周辺地域を1つのエリアとして捉え、連携を図りながら一体的に、同時進行で取り組んでいきます。そうすることで、それぞれの効果を倍増させ、エリア全体の魅力を向上させていきます。

⑥ 基本設計・事業費及びランニングコスト

文化的施設の基本設計概要①

【注】配置等は今後変更となる場合があります

メイン棟 1 F		メイン棟 2 F
アートギャラリー	交流コーナー 2	図書メインスペース
集密書庫・収蔵庫	事務・作業室	こどもトイレ・授乳室

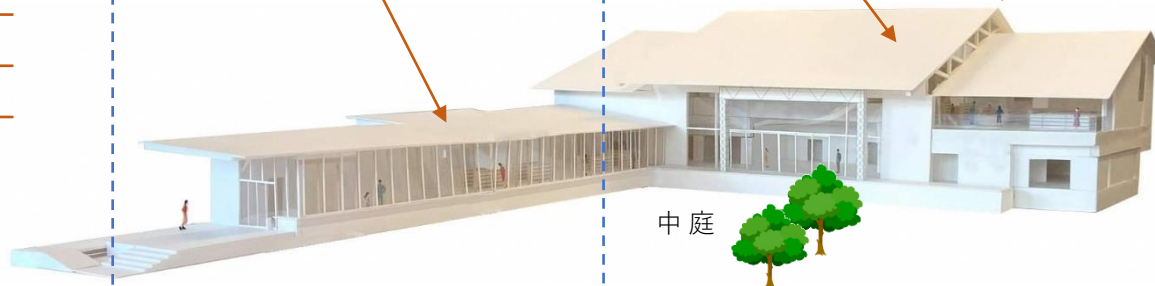
アプローチ棟 1 F
新聞・雑誌コーナー
スタジオ
交流コーナー 1

アプローチ棟
(木造)

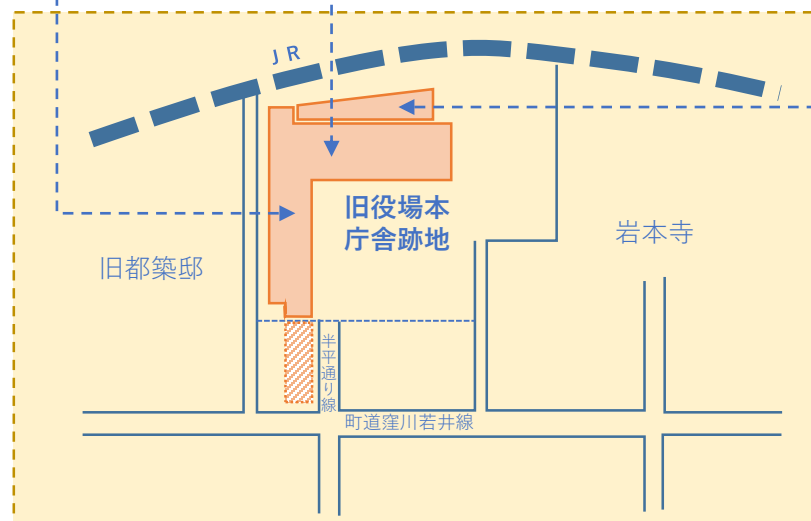
メイン棟
(鉄筋コンクリート及び鉄骨造)

線路棟 ※線路側2F部分
(木造)

線路棟 2 F
ティーンズコーナー
グループ学習室
おはなしスペース



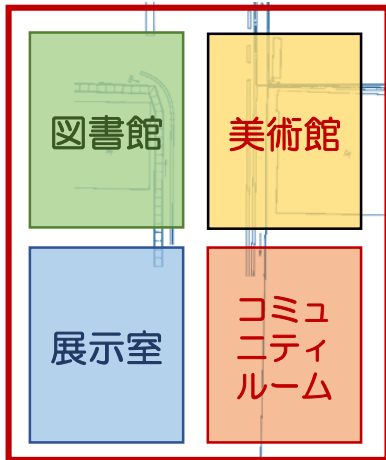
施設の概要 R03.08.31 現在	
延床面積	2,028 m ²
構造	メイン棟…鉄筋コンクリート及び鉄骨造 (一部SRC造) アプローチ棟 } 木造 線路棟 }
木材使用量	90 ~ 110 m ³
総事業費	15億9,431万円 (税込)



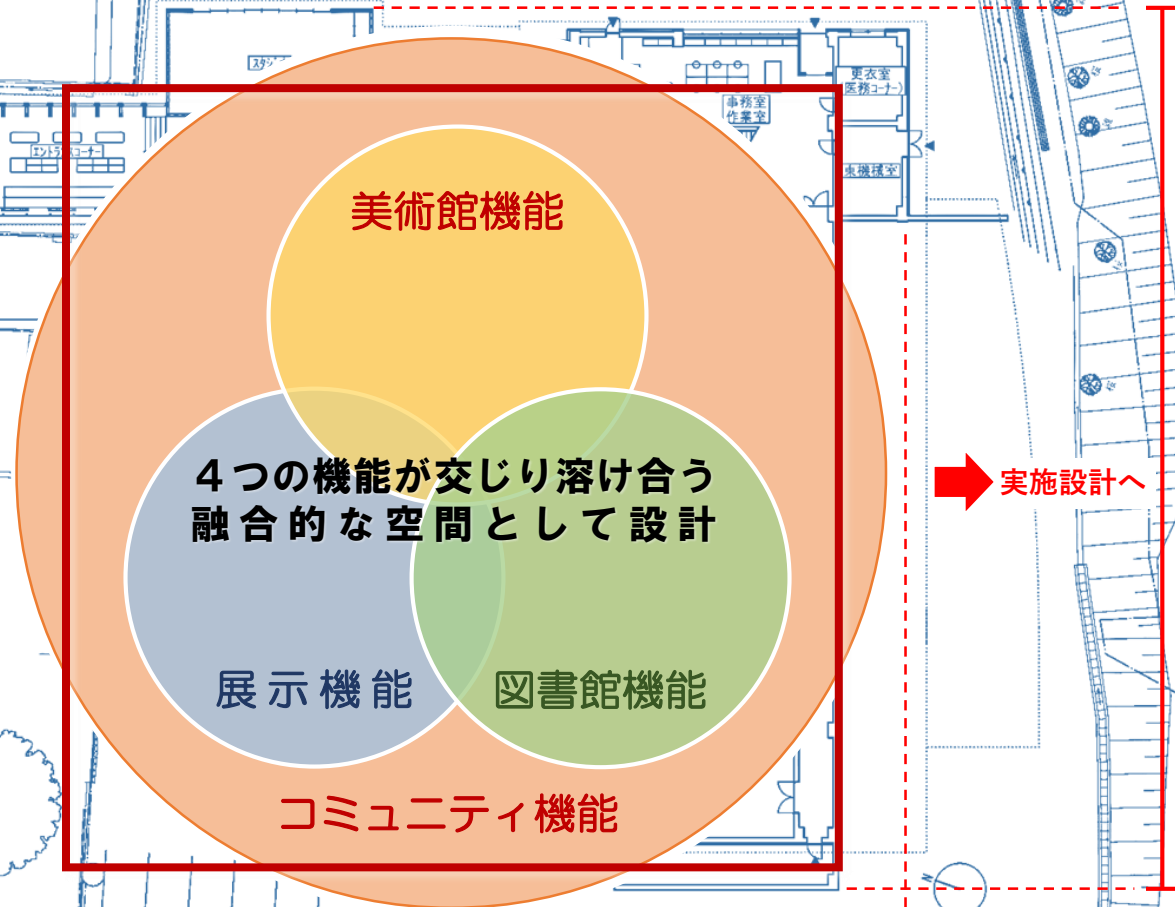
文化的施設「基本設計」の考え方

▶ あえて施設内を4つの機能
(特定の用途)で区切らず…

▶ 例えば…複数の異なる
組織を、1つの建物内
に効率的に集約・配置
した「合同庁舎」の
ような建物 (=考え方)



…ではなく



実施設計へ

<参考> 基本設計の概要は
35~36ページ参照

70.166 m

50.520 m

補足資料

②

文化的施設の基本設計概要④



【注】施設の外観・概要や事業費等は
今後変更となる場合があります



あわくら会館(岡山県 西粟倉村)

▶近年の「図書コーナー(広々とした閲覧席)」
のイメージ写真

▶文化的施設「整備事業費」見込額

単位：万円(税込)

主な歳出歳出	H29~R05計	主 内 容
計 画 策 定	3,920万円	基本計画策定及び設計事業者選定公募支援、総合アドバイザー委託 など
設 計 及 び 監 理	1億3,093万円	基本設計・実施設計・工事監理委託
調 査 測 量 等	3,953万円	旧役場跡地用地測量・擁壁補強工事、地質調査委託 など
用地取得・補償費等	3,305万円	事業認定申請図書等作成、用地購入、支障物件等移転補償 など
整 備 工 事	13億1,975万円 (税抜 11億9,977万円)	本体工事、外構工事、什器・備品購入費 など
シ ス テ ム 導 入	830万円	図書システム整備委託
引 越 費 用	500万円	図書等引越費用
事 務 費	1,855万円	会計年度任用職員報酬・検討委員会委員謝金・旅費 など
計	15億9,431万円	

【注1】正職員に係る人件費を除きます。

【注2】上表は施設本体と敷地内のみの整備に係る事業費であり、周辺整備や景観工事等の費用は含まれていません。

【注3】社会情勢の変化に伴う資機材等の価格変動(木材価格の高騰=いわゆるウッドショック等)といった外的要因に伴い、事業費が変動する可能性があります。

文化的施設「整備事業費」年度別・歳出項目別内訳

【注1】 正職員に係る人件費を除きます。

【注2】 下表は施設本体と敷地内のみの整備に係る事業費であり、周辺整備や景観工事等の費用は含まれていません。また、今後変更となる場合があります。

単位：万円(税込)

主な歳出項目	H29～R02計 (前年度までの実績)	令和3年度 (本年度予算ベース)	R04～05計 (翌年度以降)	7か年計 (H29～R05)
計画策定	2,320万円	① 文化的施設整備総合アドバイザー委託料 1,100万円	500万円	3,920万円
設計及び監理	基本設計委託料 1,716万円	② 文化的施設実施設計委託料 7,722万円	3,655万円	1億3,093万円
調査測量等	旧役場跡地用地測量委託料 349万円	③ 旧役場本庁舎跡地擁壁補強工事設計委託料 223万円 ④ 地質調査委託料 204万円	3,176万円	3,953万円
用地取得・補償費等	不動産鑑定評価委託料ほか 242万円	⑤ 事業認定申請図書等作成委託料 153万円 ⑥ 用地購入費 658万円 ⑦ 支障物件等補償金 2,253万円		3,305万円
整備工事		旧役場本庁舎跡地への建設を前提とした「用地測量」「鑑定評価」「基本設計」の実績に続き、建設に直接関わる「実施設計」「用地取得」等の予算を計上	13億1,975万円	13億1,975万円
システム導入		令和3～5年度の3か年で 施設整備や用地取得等に係る 【継続費計15億1,370万円】を設定	830万円	830万円
引越費用			500万円	500万円
事務費	224万円	⑧ 事務費のうち今回補正分 ▲61万円 ⑨ その他の事務費 792万円	900万円	1,855万円
計	4,851万円	1億3,044万円 (うち今回補正額 1億1,152万円)	14億1,536万円	15億9,431万円

【注3】 金額は「万円単位で表示」しているため、千円単位で表示している予算書等と一致しない場合があります。

【注4】 今回補正(額) = 赤字で表示

▶ 詳細は38ページ(年度別・歳出項目別内訳)
39ページ(財源・継続費内訳)参照

補足資料
③

文化的施設整備に係る「財源内訳」見込額

整備事業費計

(H29～R5見込額計)

※「正職員に係る人件費」「町債に係る利子」「ランニングコスト(維持管理費等)」を除く現時点における見込額

	国・県支出金	町債	その他	一般財源
整備事業費計	0万円	13億8,480万円	1億5,390万円	5,561万円

ひと口メモ

町債とは？

- ① 地方公共団体(自治体)が財政上必要とする資金を、外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一般会計年度を超えて行われるもの、いわゆる「**町の借金(ローン)**」です。
 ※資金の借入れ(歳入)を「町債」や「地方債」「起債」といい、その返済(歳出)を「公債費」といいます。

ポイント

- ② 自治体(町)の借金は、個人や企業の借金と違って、借り入れた町債の種類に応じて、後年度に「普通交付税として措置(交付)」されるものがあります。これを「**交付税措置**」と呼んでいます。
 ※交付税措置される割合は、借り入れた町債の種類によって異なります。例えば「合併特例債」と言われる借り入れの場合、返済金(公債費)に対して70%が普通交付税として措置(交付)されます。
- ③ 文化的施設の整備にあたっては、平成18年3月の町村合併によって借入れが可能となった「**合併特例債**」を活用します。
 ※合併特例債には法的な期限があり、四万十町の場合、令和7年度までに活用(借入れ)する必要があります。
- ④ 合併特例債は、その対象となる経費の95%(充当率)を上限に借り入れることができます。
 なお、文化的施設整備については、現時点の整備事業費計15億9,431万円のうち、13億8,480万円の借入れを見込んでいます。

- ⑤ この借り入れた額13億8,480万円の返済金に対し、合併特例債の場合、普通交付税として措置(交付)されます。

- ⑥ この借入れは、町債として扱われます。

**町債の説明については
原本をご覧ください**

町がこの事業の資金として借り入れる借金

町がこれまでに積立てた貯金(基金)

① 町が事業実施時に負担する額
計 2億951万円

+

② 町がこの事業の資金として借り入れる借金
※利子分を除く 計 13億8,480万円

+

③ 上記のうち、普通交付税で措置(交付)される額
※利子分を除く 計▲9億6,936万円

<参考> 交付税措置される額を差し引いた
「町の借金に対する実質的な負担」 計4億1,544万円

||

④ 町(民)がこの事業で支出する実質的な負担総額
整備事業費計15億9,431万円に対して… 計6億2,495万円

ランニングコスト（年間の維持管理費）見込額

現状 必須 選択

現状
①

改善
②

整備
③

…「現状維持」か「文化的施設整備」かの2択ではなく、「現状維持」から「必要最低限対応すべき部分(改善)」と「内容や水準などを判断すべき部分(整備)」の3つに分けて整理→試算

区	分	現 状 ①	改善後 ②	整備後 ③	② - ①	③ - ②
人件費	館 長(管理職級)・副館長	794 万円 〔館 長 0.2人〕 〔副館長 1.0人〕	1,570 万円 〔館 長 1.0人〕 〔副館長 1.0人〕	1,570 万円 〔館 長 1.0人〕 〔副館長 1.0人〕	+776 万円 〔+0.8人〕 〔± 0人〕	± 0 万円 〔± 0人〕 〔± 0人〕
	正 職 員	0 万円 (0人)	0 万円 (0人)	0 万円 (2人)	±0万円 (+2人) ※経費については教育委員会 からの配置替えにより相殺	
	会 計 年 度 任 用 職 員 ※②③の増員分は司書や学芸員 等の有資格者や専門職を想定	1,646 万円 (7人)	1,874 万円 (8人)	2,359万円 (10人)	+228 万円 (+1人)	+485万円 (+2人)
	派遣職員(シルバ-人材センター)	245 万円 (1人)	245 万円 (1人)	245 万円 (1人)	± 0 万円 (±0人)	± 0 万円 (±0人)
資料費	図 書 ・ 美 術 品 等 購 入 費	455 万円	855 万円	1,055万円	+ 400 万円	+ 200 万円
	消 耗 品 費 (雑 誌 等)	141 万円	267 万円	267 万円	+ 126 万円	+ 0 万円
事業費	教育プロジェクト(仮)委託料	0 万円	500 万円	1,000万円	+ 500 万円	+ 500 万円
維 持 管 理 費	システムリース・ライセンス料	35 万円	200 万円	200 万円	+ 165 万円	+ 0 万円
	光 熱 水 費	140 万円	140 万円	703 万円	+ 0 万円	+ 563 万円
	施設維持・修繕料等	141 万円	141 万円	369 万円	+ 0 万円	+ 228 万円
事務費	委員報酬・その他雑費	111 万円	111 万円	178 万円	+ 0 万円	+ 67 万円
計		3,708 万円	5,903 万円	7,946 万円	+2,195万円	+2,043万円

⑦ 意見公募の概要

意見公募の目的と公募した意見の内容及び結果

■意見公募実施の目的

四万十町意見公募手続条例第3条第1項（意見公募の手続等）の規定により、同条例第4条第1項第5号（意見公募手続の対象－町長等が特に必要と認めるもの）について意見を求めたもの。

本事業は本町にとって重要かつ多大な予算を伴う大型事業であり、将来にわたり施設の運営に財政負担を伴う施設整備事業であることから、これまでに実施してきた説明会や意見交換会等でのご質問や意見交換の機会に加えて、本事業に対する意見公募を実施し、町民の皆様のご意見をお伺いしたものです。

■公募した意見の内容及び期間

これまでに策定された「基本構想」「基本計画」「基本設計※¹」を踏まえた上で…

- ①本事業に関するご意見やご質問など
- ②実施設計※²への反映やサービス計画※³の策定に向けてのご意見やご提案 …など

※¹ 基本設計とは… 実施設計のための方向性や大まかな仕様を決める設計図書のことです。

※² 実施設計とは… 基本設計を踏まえ、施設の建設に必要な図面や構造・工法・数量等を定めた建物の最終的な設計図書のことです。

※³ サービス計画とは… 本資料の16ページを参照してください。

【公募期間】令和3年6月14日（月）～7月30日（金）

■意見公募結果の概要

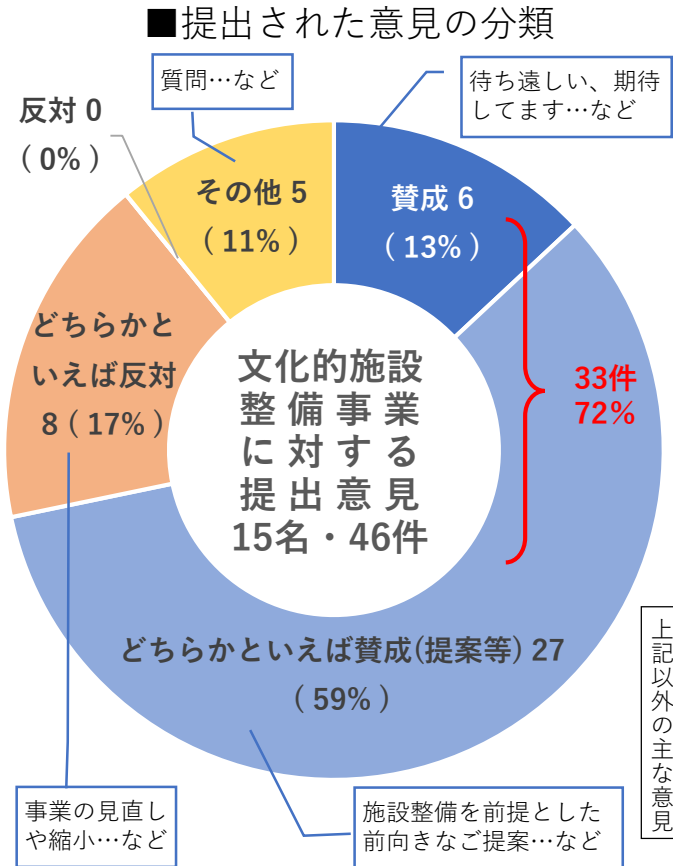
人数及び件数：15名46件 ※件数は町において回答しやすいように、便宜上ご意見の内容ごとに仕分けしたものです。

意見及び回答：令和3年8月23日から、下記の公表場所と町HPで公表しています。

【公表場所】四万十町役場（本庁西庁舎1階閲覧所、大正地域振興局1階閲覧所、十和地域振興局1階閲覧所、興津出張所）

四万十町立図書館・美術館 ※大正分館は大正地域振興局1階閲覧所に設置しているものをご覧ください。

意見公募での主な意見内容とその対応方針案



- ・ 専門職員を配置してください
- ・ サポーター制度による町民協働を進めてください
- ・ 貴重な美術作品を有効に展示してほしい
- ・ 交流ツールとして将棋や囲碁、ゲーム等を取り入れてはどうか
- ・ モニター制度やボランティア評議員による定期的な評価の実施を提案する

サービス
計画で検討

- ・ 小さな子どもが利用できるキッズスペースを広く設けてください
- ・ ソファでくつろいで本を読める場所があると嬉しい
- ・ 静寂な場所と多目的で遊びのある空間の共存を望む
- ・ 障がいのある人や高齢者も集える場所にしてください

実施設計
で検討

上記以外の
主な意見

- ・ 図書館の分館がない十和地域についても十分配慮してほしい
- ・ 地域住民にとって広い意味で生涯学習の拠点になることを強く願っている
- ・ 完成までのプロセスの中で町民がかかわる機会を設けてほしい
- ・ 図書館機能のニーズの見直しを行い、拡充部分を縮減してください
- ・ 駐車場不足を懸念します

<参考> その他、意見公募手続以外における意見等の聴取方法

- ➔ 町民・各種団体・附属機関等への説明及び意見交換会、建設予定地周辺町民意見交換会、意見公募手続以外で寄せられたご意見やご提案、役場職員に対する意見募集 など

いただいたご意見は、実施設計やサービス計画の策定及び今後の施設の運用などに反映させていただきます

【注】意見公募手続に基づく「意見」及び「意見に対する町の考え方」については、公表中の「意見公募の実施結果について」をご覧ください

9月補正予算の提案理由

9月補正予算の提案理由（根拠と必要性）①

- ① 平成29年度に「文化的施設検討委員会」を設置し、基本構想及び基本計画を策定
 - ▶ 図書館協議会や美術館運営審議会といった関係団体の代表者等のほか、保育所保護者会・小中学校PTA、図書館・美術館の利用者、有識者や公募による町民代表者ら15名で組織 → 2年半にわたって文化的施設の在り方等を検討する中で、基本構想・基本計画を策定
- ② 平成30年度に文化的施設「基本構想」、令和元年度に同「基本計画」を策定
 - ▶ 基本構想及び計画については、いずれも策定に係る予算の議決と「意見公募手続」を実施した上で決定
 - ▶ 基本構想及び計画の策定にあたっては、町民参加によるワークショップや講演会・イベント等も実施し、町民への啓発や参画等も図りながら策定
 - ▶ 基本構想及び計画策定後も、議会への行政報告や全員協議会・所管する常任委員会への説明等とあわせ、町民の皆様に対しても様々な取り組みやCATV等を通じた広報を実施
- ③ 令和元年議会9月定例会の行政報告において、現町長が「建設予定地」を表明
 - ▶ 3か所の候補地について比較・検討した結果と選定理由を説明。あわせて「今後はここ（建設予定地である旧役場本庁舎跡地）に整備することを前提として、整備計画や基本設計の作業を行う」旨を説明
- ④ 令和2年度末に「基本設計」が完了
 - ▶ 基本設計の概要について、CATV「行政放送」や意見公募手続資料、模型展示等で広く周知
 - ▶ 基本設計の見直し等について、実施設計への反映を検討できるよう意見公募手続で意見等を募集
 - ▶ 現在、施設での具体的なサービスの提供内容等を定める「サービス計画(案)」を策定中
- ⑤ サービス計画(素案)の提示
 - ▶ 計画の「素案」を作成 → 関係団体等へ提示し継続協議中 → 年度内に意見公募手続を経て決定(予定)
 - ▶ ①十和地域への分館設置、②移動図書館(車)の運行開始、③サテライト(団体)貸出サービスの提供…といった「具体的なサービスの提供内容及び開始時期」等を内部で協議・確認 → 今回の資料により提示

9月補正予算の提案理由（根拠と必要性）②

経

予算・議会

- ⑥ 平成28年議会12月定例会以降、令和3年議会6月定例会までに延べ20名・68項目(視点)にわたる一般質問があり、町議会とも議論を重ねてきた
- ⑦ **平成29年度以降、関連予算について全て議決**（反対者なし）
 - ▶ 令和元年度予算において、旧役場本庁舎跡地への建設を前提とした「用地測量」及び「鑑定評価」や「基本設計委託料」についても全会一致で可決 → 上記④参照
- ⑧ 令和3年議会6月定例会において「文化的施設整備推進事業計画の見直しを求める陳情書」について審議 → 採択6：不採択9で陳情を「不採択」とすることに決定

推進体制及び広報・広聴状況

- ⑨ **令和3年4月～企画課（町長部局）内に「文化的施設整備推進室」を設置し、担当政策監及び室長等を配置** → 施設を「まちづくりの拠点」として事業を推進
- ⑩ **町民・各種団体・附属機関等への説明及び意見交換会を開催**
 - (1) 令和3年1月末～2月上旬に、町内7か所において「住民説明会」を実施
 - (2) 令和3年4月以降、9月7日現在で、町職員を含め延べ879名に対して実施
 - (3) 令和3年8月4日と8日に「建設予定地周辺町民意見交換会」を実施 ※茂串町・本町・東町
 - (4) 関係する附属機関等への説明及び意見交換会を実施 → サービス計画策定に向け継続中
 - (5) 令和3年8月11日には、元文化的施設検討委員会委員との「サービス計画(素案)」に関する意見交換会を実施 → 年内にあと2回程度実施(予定)
- ⑪ **町民等に対する広報の強化**
 - (1) 広報紙(A3両面版チラシ)を令和3年3～9月に第9号まで発行し全戸配布（予定）
 - (2) CATV「行政放送」や町公式ホームページのほか、SNSといわれるフェイスブックなども活用し、様々な媒体を通じて啓発 ※町HPではCATV行政放送や広報紙等も閲覧可能
 - (3) ワークショップの開催やイベントの企画、基本設計の模型展示 …など

過

9月補正予算の提案理由（根拠と必要性）③

事業費等

⑫ 総事業費及びランニングコスト(維持管理費)の提示

- ▶ 基本設計において建築費用等を含む総事業費及びランニングコストを試算 → 意見公募資料等で提示
- ▶ 旧役場本庁舎跡地への建設を前提とした「用地測量」「鑑定評価」「基本設計」に続き、建設に直接関わる予算として、今回「実施設計委託料」及び「用地取得費」等を計上

意見公募手続

⑬ 四万十町意見公募手続条例に基づく「意見公募」を実施

[募集内容] これまでに策定された「基本構想」「基本計画」「基本設計」を踏まえた上で…

- ① 本事業に関するご意見やご質問など
- ② 実施設計への反映やサービス計画の策定に向けてのご意見やご提案 …など

[提出意見] 15名・46件 → 賛成・どちらかといえば賛成(提案等) … 計33件・72%

【注】担当部署による分類・分析結果 反対・どちらかといえば反対 … 計 5件・11%

スケジュール・懸念事項

⑭ 意見公募結果の反映やサービス計画(案)策定のための「実施設計」段階へ

- ▶ ① サービス計画を定める上での施設の仕様(=実施設計) } 作業を一体的に進める必要あり
- ▶ ② 施設の仕様(=実施設計)に合わせたサービスの在り方 } (基本計画P23において決定)
- ▶ サービス計画(素案)に示したサービスの内容や開始時期等は「令和6年度の開館を前提」としたもの
- ▶ 意見公募の結果等を反映させた「サービス計画をスケジュールどおりに策定」し、**施設の開館前からサービスを計画的に提供するためには、施設整備(実施設計)に着手する必要あり**

⑮ 事業スケジュール(工期等)と合併特例債の借入期限

- ▶ 実施設計への着手から【最短で3年後の開館予定】であり、入札状況や資機材の調達状況等によっては大幅な事業遅延も予想される → 財源となる「合併特例債」の借入期限(令和7年度)との調整が必要

- ▶ ⑯ **実施設計委託契約における調整事務発生**の恐れ → **事業の遅延**や基本設計の見直し(二重投資)が生じる可能性
(基本設計受託者と随意契約予定)

9月補正予算の提案理由（根拠と必要性）④

経 過

事業計画

① 文化的施設検討委員会設置

② 基本構想・基本計画策定

③ 建設予定地の表 明

④ 基本設計の完 了

⑤ サービス計画（素案）の提示

予算等

⑥ 議会一般質問や行政報告

⑦ 関連予算の決 議

⑧ 事業計画の見直しを求める陳情書不採択

広聴等

⑨ 推進体制の備 整

⑩ 説明会・意見交換会等実施

⑪ 広報の強化

そ の 他

事業費等

⑫ 総事業費等の提示

意見公募

⑬ 意見公募手続の実 施

スケジュール等

⑭ 実施設計段階へ

⑮ 事業スケジュール（工期等）

⑯ 実施設計契約における懸念事項



以上の経緯や意見公募等の結果、今後のスケジュール（財源となる合併特例債の借入期限）などを踏まえ総合的に判断した結果、前年度までの「用地測量・鑑定評価・基本設計委託料」に続き、建設に直接関わる予算として「**実施設計委託料・用地取得費**」等を計上するとともに「**継続費**」を設定し、令和6年度開館を目指すもの。